

災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定を締結しました

災害時における応急危険度判定等の協力に関する



1月31日、立科町役場会議室において佐久支部長：荻原白様にお越しいただき協定を締結しました。

これは、町内で地震・風水害その他の原因により災害が発生した、又は発生する恐れがあるときに、建築士会会員の応急危険度判定士の方に本部施設や避難施設等の応急危険度判定等を行っていただき、施設が安全に使用できるか確認をするものです。

また、今回の協定は、長野県建築士会佐久支部から協定締結についてお話をいただき、締結することが出来ました。

災害は起きないことが一番ですが、今後は協定書に基づき災害時の施設運営体制を整えてまいります。

軽自動車の異動手続きを忘れずに

軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車等を所有されている方（登録名義人）に課税されます。

次の場合には手続きが必要です。

- ①車両置き場の市区町村が変わった場合 ②所有者が変わった場合 ③廃車した場合

住所変更

就職や就学などで軽自動車やバイクを持って転出する方は、住民票の異動と一緒に車両の登録住所の変更手続きをしてください。

車両を町内に置いて住民票を移す方は、転出先の住所に納税通知書を郵送しますので納税についてお願いします。また、状況によってはご家族への名義変更や、使用しない場合は廃車することもご検討ください。

名義変更

他人に譲り渡した場合には名義変更手続きが必要です。変更しなければ、毎年4月1日現在の登録名義人の方に税金がかかります。

亡くなられたご家族の名義である場合も、速やかに手続きをお願いします。

ご注意ください

手続きをしないでそのまましておきますと、実際には既に譲り渡した車両等の税金が課税になったり、後々の手続きが煩雑になったりします。また、事故等で思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。

住所変更や名義変更手続き（原付バイクの場合）

住所変更（転出）……立科町で廃車の手続きをしていただき、その際発行する「廃車受付証」を持参の上、転出先の市区町村で登録してください。

他人への名義変更……町内同士でも旧所有者の廃車手続きと新所有者の登録手続きが必要となり、標識（ナンバープレート）の交換が必要になります。手続きには標識（ナンバープレート）をお持ちください。

※その他の車両については、下記を参照してください。

車種	手続き場所（問い合わせ先）	必要なもの
原動機付自転車 (排気量125cc以下のバイク)	立科町役場 税務係 (転出先で引き続き使用する場合は 転出先の市区町村役場でも可能)	標識（ナンバープレート）・印鑑・廃車 受付証又は譲渡証明 等
軽四輪・軽三輪 排気量125ccを超えるバイク	(社)長野県自家用自動車協会川西支部 佐久市望月23-1 TEL.0267-53-2531 及び販売店等	標識（ナンバープレート）・住民票・ 印鑑・車検証（軽二輪は届出済証） 等

※手続きにより必要なものが異なる場合がありますので、それぞれの手続き場所へお問い合わせください。